

令和2年1月6日

お客さま各位

株式会社 栃木銀行

「未利用口座管理手数料・解約の定め」の導入について

当行では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和2年4月1日（水）以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料額に満たなくなった場合の自動解約に係る定めを導入させていただきます。

対象となったお客さまにおかれましては、口座の利用再開または今後ご利用予定のない場合は、口座の不正利用防止の観点からご解約をご検討ください。当行におきましては、ご利用のない口座に対する管理コストをご負担いただくことによりまして、当行を日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めてまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および解約の定め

適用	令和2年4月1日以降の新規開設普通預金口座 ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 ※ 全てのお客さまが対象となります。
未利用口座となる口座	最後のお預け入れまたは払戻し(当該普通預金のお利息の元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金を除きます。)を対象とします。 ただし、以下の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。 ・ 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ・ お借入がある場合 ・ 同一支店(同一顧客番号)で他に金融資産(普通預金を除き、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等)が1円以上ある場合
事前通知	・ 口座が上記の対象となる口座となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。【注1】 ・ このご案内により口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用の予定がない場合はご解約をご検討ください。 ・ このご案内を差し上げて、一定期間以内(約3ヶ月)に利用再開またはご解約されますと未利用口座管理手数料は掛かりません。 ・ 事前通知後、一定期間(約3ヶ月)経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料を引き落としいたします。
手数料金額	・ 年間1,320円(税込)
自動解約	・ 手数料徴求時に口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約いたします。 ・ 口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。 【注2】

【注1】送付した「ご案内」が延着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

【注2】本手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じかねます。

2. 対象となる主な預金等規定

令和2年4月1日（水）より改定予定

- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定

3. 普通預金規定等の改定

未利用口座管理手数料および解約の定めの新設に関しまして、普通預金規定および総合口座取引規定を改定いたします。本規定の適用は、改定後の令和2年4月1日以降に新規に普通預金口座（総合口座取引を含みます。）を開設されたお客さまからとなります。

なお、令和2年3月31日現在で、既に開設されている普通預金口座は本手数料・解約の定めの対象とはなりません。

また、無利息型普通預金は対象外ですので、令和2年4月1日以降に開設された無利息型普通預金口座および無利息型総合口座取引にも適用されません。

(1) 普通預金規定

普通預金規定について、以下の条項を新設いたします。

総合口座取引規定についても、同様の改定を行います。

20（未利用口座管理手数料の取扱い）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

附則1. 前記20.の規定については令和2年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日にかかわらず、すべての口座に適用されるものとします。

(2) 総合口座取引規定

解約等の条文に下線の項を追加いたします。

16（解約等）

(1)～(6)（略）

(7) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は当行は貸越を中止するものとします。

本件に関するお問い合わせ

お近くの窓口へお問合せ下さい。

（窓口営業）平日9：00～15：00 （電話受付）平日9：00～17：00

※年末年始等、銀行休業日を除く

以上